

厚生常任委員会

平成13年3月16日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木田 守彦 ◎村中 政昭 里川 宜志子

喜多 郁子 吉川 勝義 萬里川議長

欠席委員 村中 政昭

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是

収 入 役 中野 秀樹 総務部長 植村 哲男

住民生活部長 中井 克巳 福祉課長 浦口 隆

同課長補佐 寺田 良信 同課長補佐 植村 俊彦

健康推進課長 西田 哲也 同課長補佐 西梶 浩司

環境対策課長 水田 美文 同課長補佐 川端 伸和

同課長補佐 西野 逸 同 係 長 栗本 公生

住 民 課 長 阪野 輝男 同 係 長 清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会宣言（午前9時00分）
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町 長 （ あいさつ ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、村中委員、吉川委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、3月議会付託議案についてであります、
議案第6号、平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

健康推進 課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第6号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

続いて、議案第9号、平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 5ページの歳出の中で介護認定審査会費の金額が大きいように思う。もう一度内容を詳しく教えてください。

福祉課長 年度当初は500件程度はあるということで、と言いますのは平成11年度中の期間でほぼ認定申請をされるという状況でありましたが、現実には12年度で申請される方が多くなったということです。当初月5件程度の予算を見込んでおりましたが、現実には月20件から22、23件程度の申請があるということで、これらに伴いまして手数料等の増額があったということでございまして、約270件程度の見込みになるという中で、申請手数料の補正をお願いするというものであります。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第9号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、請願第1号、し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書についてを議題といたします。

この請願書について事務局長より朗読していただきます。

事務局長 (請願書朗読)

委員長 この請願に関して、委員皆さんから意見や理事者に対してお尋ねしたいことがございましたら、お受けいたします。

喜多委員 昭和52年にし尿処理場ができて、それ以後処理場の周辺に補償と
いいますか、そういう約束がされていなかったのでしょうか。

住民生活 請願が出ております昭和町の自治会に対しましては、処理場の設置
部長 に伴ってのそういう要望事項をとりまとめて締結した経緯はございません。

喜多委員 約束はできていなかったということなのですが、それではこういった施設をつくったところでそういった補償をされていないところは
ありませんか。

住民生活 他の施設で補償等を締結をしていないでそういう補償関係で実施し
部長 た地域はございません。補償等の関係で覚え書きなどを締結をさせて
いただく中で、事業等を実施させていただいてきたということはござ
います。ただ、昭和町に関しましては一般質問でもお答えさせていただ
いていますように、神南の農家組合、水利組合のご要望に応じて、
神南地域の区域外と申しまししょうか水利組合とか農家組合が管理され
ておられます水路等につきまして昭和町の自治会内の水路等の改修に
つきましては、ご要望に応じて実施させてもらいました経緯はござい
ます。

吉川委員 今の答弁に異議があります。昭和町には全然ありません。笠町地区はありますが、昭和町はありません。はっきり調べて答弁をしてもらわないと困ります。

できますれば、昭和町と神南の地図を見せてもらったらよく解るので要望したいのですが。

委員長 すぐに地図の用意はできますか。

住民生活 はい。

部長 申し訳ございません。吉川委員のおっしゃるように私の間違いで、工事を実施させていただいたのは笠町の所で、地図の関係につきましては少し時間をいただけたらと思います。

里川委員 私自身は補償工事のことについては非常に複雑で難しい問題であるという捉え方をしております、だからこそ補償につきましては、町として一定の考え方を持ってこれまで進めてこられているのであらうと思うのです。これは町としての考え方をもう一度確認をしたいと思うのですが、補償が必要であるという公共施設を建てる場合、その補償が必要であるのかないのかということの判断はどのようにしているのか。また補償工事をする場合はどういう手続きを持って、補償工事をやってきたのか。これらについて今後も町としてはその補償工事に対する考え方というのは一定のこれまでやってきた考え方であくまでも進めていくという認識を持っておられるのか。行政側の問題として伺っておきたい。

助 役 いろいろ施設を建設する場合、補償をもって支援対策をしていくという経緯は当然委員の皆さんはご存じだと思います。その中で補償の範囲の基準ということは、非常に判断がしにくい。ただ、各自治会等、水利組合、農家組合そういう住民が影響を受けるというようなことになれば、それに対して町は考えていくという経緯で今まで来たわけで

す。従いまして、補償についてのエリアというのは基準がないということでございます。

しかし、受認の限度といいますか、一般的に考えてそこまで補償をする必要がないということは両者の協議の中で決めてきたという経緯でございます。これからもそういう形で進めなければいろいろ事業をしていく中で難しい問題が出るのではなかろうかと思えます。

いずれにいたしましても、付近住民と支援対策について両者合意の上で事業を執行していく。これが原則であります。従いましてご質問のように補償基準とか、補償エリアとかそういうものの基準はないということでございます。

喜多委員 昭和町についてはそういう約束事がないということですが、鳩水園は背景に神南の住宅がたくさんあるわけですが、神南の自治会とはそういった取り決めもあって補償されたという経緯があるのですか。

助 役 今回の鳩水園に対する支援対策補償につきましては、神南につきましては大字神南、そして神南水利組合、神南の農家組合の3団体と覚え書きを交わしてその中の対策についてとりまとめたということでございます。

ただ、この中に大字神南ということがあるわけでございます。その大字神南がどこまで入っているのかということをお大字神南の皆さんと協議してきた。こういうことでやってきたと、このように思います。

喜多委員 神南の中の第2神南というところと、水利組合、農家組合の方々と話し合いをされて、補償をされたというように理解したのですが、それでは川を隔てて稲葉地区がありますね、稲葉の地区はこの施設に対して影響があるのかないのか、そしてそういった補償問題について稲葉の地域とも話し合いをされたのかどうか。

助 役 当然稲葉とこういう形で覚え書きを締結し、し尿処理場に対しての

補償をしております。これは事実です。

喜多委員 最初のいきさつが解らないからお聞きしているのですが、第2神南という範囲をどこまで理解されたのか、昭和町も含めての話で第2神南であったのか、その辺をお聞きしたい。

助 役 大字神南のことをございますね。この神南地内における支援対策ということで、大字神南総代と覚え書きを締結したということをございます。それが昭和町に対しての補償、覚え書きというのはいかかなものかなと思います。というのは大字神南総代と覚え書きを締結しております。その当時昭和町が自治会を結成して間もないときで、そういうことが解らなかつたと言っておられるわけです。その当時のことはよく解りませんが、町といたしましても先ほど部長が申しましたように大字神南総代と水利組合長、農家組合長と覚え書きを締結したということをございますから、それから判断いたしますと昭和町は含まれていないという解釈をしております。

喜多委員 当初のいきさつが少し解ってきましたが、そうしたら昭和町を放っておかれてこの事業は稲葉と神南の補償だけで済ませようとしたのか、それとも補償の声が挙がらなかつたから放っておかれたのかもう一度お答えいただけますか。

助 役 その点定かでないのですが、衛生処理場の場合ですね、これは4自治会とやっております。そういうことから考えますと、その当時自治会が結成されて間もない時期で解らなかつたということから、この鳩水園の建設についての対策としては大きな声が挙がらなかつたのではないのかなと、そういうことから考えて町もそういうふうに対応しなかつたのではないのかなという判断をします。

喜多委員 もう少し突っ込んでお伺いしますが、そういった判断にいたらなか

ったということは、今に思えば反省すべき点かなと現時点において思っているんじゃないですか。

助 役 反省するとかしないではなしに、今こうして集会所を要望されて、これはあくまでも鳩水園に対する支援対策として昭和町がこういう請願書を出されたということであって、それを反省するかしんないかは別問題であると考えます。

喜多委員 そうしたら今この請願書が出ておりますが、請願の願意は集会所を作っていただきたいということなのですが、これに対応するお気持ちはございますか。

助 役 これは、今請願について委員会でご審議を見守るという段階でございますから、いろいろ委員会のご審議を願う中で町も考えていきたいと考えております。

吉川委員 請願書にも書かれていますが、今喜多委員からも出てますように自治会発足してから間もないときにし尿処理場建設がなされた。当時は要望する術も知らなかったと、そういうことであるのですが、私もお聞きしたいのですが、私は神南に住まいしておりますので神南についてはかかわってきたわけですが、悲しいかな昭和町の自治会についてはかかわってこなかったので申し訳なく思っています。ただ先ほど指摘しましたように笠町地区については水利組合、農家組合の関係で、田圃がありました。その要望は出させていただいております。

それと、この昭和団地自治会はこれまでにし尿処理場建設に伴って補償的な要望が今までにあったのかどうか。もしあったのならその内容といつ頃どのように対応されたかお聞かせ願いたい。

2点目に、この請願に書かれておりますように集会所の必要性を訴えておられるわけですが、町としてどのように受け止めておられるのか。

3点目として、集会所建設にあたって町はし尿処理場の補償工事と

して建設されるお考えはあるのかどうか。

4点目に、ないとするならばその理由と今日までの全面的に協力されてきましたこの昭和町自治会の住民の方々にどのように言い訳をし、説得されようとしておられるのか。

5点目に、必要であるとお考えであれば、この請願書の趣旨を理解していただくものかどうかお聞かせ願いたい。

助 役

3点目につきましては、この請願書を通じて町が補償として集会所を建設する考えがあるのかということですが、先ほど申し上げましたようにこうして請願書が出ている限り、考えがあるのかないのかということとは言えない。委員会の方でいろいろご審議をさせていただいて、それによってするかしないかになってくると思います。

集会所が必要であるかということですが、これは当然集会所と申しますのは住民組織のコミュニティという学習の場でございます。そういうことを踏まえながら各地域で集会所施設は当然必要なものと思っております。従いまして、地域集会所は地域集会所建設等補助金交付要綱によって町は助成するという対応をとっておりますので、それについてはこのように実行していくということになります。

住民生活
部長

1点目の昭和町自治会から補償に対しての関係の話があったかどうかということですが、私が聞いております中ではそういう経緯はなかったということでもあります。

2点目の請願に対して町はどう受け止めているかということですが、助役の方からお答えさせていただいておりますように、こういう形で昭和町の自治会における集会所がコミュニティ施設という形のものがないということは承知しているところでございます。ただ我々としてはこの請願書を出されたということ認識の中で、本来鳩水園の建設に関する要望書ということについては、今まで考えてもいなかったというのが本当のところでございます。そういうことをご理解を願いたいと思います。

吉川委員 図面があったら皆さんによく解ってもらえるのですが、私たちが神南の土地へ鳩水園ができています。それに一番面しているのは昭和団地です。確かに神南は細長く面していますが、昭和町は面積的には少ないですけど、一番近くで面しているところなのです。鳩水園にかかわらず今までに火葬場とか焼却場についても申し上げてきたようにやはり近く関係しておられる所については町が調査して、仮にその自治会から要望がなかったとしてもこちらから了解を得るという姿勢が私は必要だと思う。言って来なかったらしないということではないと思う。

一番面しています昭和町の自治会には何の補償もない 鳩水園、学校も含めましてあの地域の造成をやる時に、一番迷惑をかけたのは昭和町である。助役さんの方からもいただきましたように、やはり地域の集会所というものは必要である。昭和自治会にもお聞きしますと、この建設をするために今までにも大変苦勞をされております。法隆寺第3団地とか後で出来た団地につきましては、公園緑地とか、集会所建設についても開発の時をお願いしてやっていたているわけですが、昭和町の場合は39年40年頃に農地転用だけで造成がされた。今現在ガス管、水道管が民家の下に入っているということで建設委員会の方でいろいろ議論を願っているところでございます。補償という関係については何の自治会に対するものはありません。この請願の署名が178名と書いておりますが、これは1軒に1人ということで署名されております。この辺も理解をしていただきたいと思う。是非ともこの請願が取り上げられて、この委員会で審議された経緯を踏まえた中で町は考えるとおっしゃっていただいておりますが、今までの経緯を踏まえる中で私はこの請願に沿って町の方で考えていただきたいと思う。

町長 昭和町もいろいろ努力をされて、この地縁団体もできるということは公民館建設に向けて努力しておられるということをお伺い

す。この関係等については、議会が一致して6日の一般質問あるいは建設水道常任委員会でも出てますように、あのガス管水道管について昭和町は何も補償されていない。吉川委員さんがおっしゃったようなことを申された議員さんがおられるわけです。私はここで一致しなければいけないのは、反省は反省をしないといけません、どうなってきた経過が我々としては解らないことがあるわけですが、その辺のことを踏まえる中でお互いにこういうことが起こってしまったということについて、前向きに昭和町のを始めていくとしたら、議会としても一致して確認していかないと、今後またこういう問題が繰り返すこともあろうかと思えます。だからこれから仮に都市計画決定を打たれる500m範囲ということによって必ずそういうことについて協議をしていくということの覚え書きを交わしていく。やっぱりこの請願が出た趣旨を考えて、これを採択するとすれば議会としても町としてもそういうことで一致するというにしておかなかつたら、他の議員からこのことはおかしいと言われることになる。するとしたら一致してやっていきたい。

昭和町にしても苦勞されている中で、公民館の用地が決定すればいいですが、用地もまだ定まらないようでありますし、その辺のところを踏まえて町としても協力はしていきたいですが、やはり議会として一致団結していただいて、この関係等について進めていこうとおっしゃっていただくのなら我々としても是非取り組んでいきたいと思っております。

委員長 議員の皆さんにご理解をしていただくために地図を配布させていただきます。

村中委員 当初昭和自治会も一体として考える必要があつたのではないかと思います。以前のことをとやかく言うわけではありませんが、旧神南大字と昭和町とは接続したものでなかったのかという気がするわけです。そうしたことからこういう要望が出てきている以上、十分な検討をし、

要望に応じていく必要があるのではないかと思います。

喜多委員 地図を見せていただいて、村中委員がおっしゃるように神南と昭和町は一体であるようにしか見えないのです。それで当時の建設に向けての地元説明会というようなものに昭和町は抜かれたのですか。細かい話で恐縮ですが。

町長 抜かれたというより、昭和町にはそういうことがなかったと思いますし、この当時は水利組合や農家組合とそういう関係についてまずそういう施設が出来る中で水質の問題などが出てくる中で、補償の問題等ができあがったと、ただ昭和町はそういうものについてなかったということではないかと考えます。恐らく神南、笠町、稲葉という団体だけに終わっていると思います。

喜多委員 それでは参考までにお聞かせ願いたいのですが、覚え書きをされた地域にいくらぐらいの補償をされているか、金額的に解れば教えてください。

吉川委員 今笠町という話があるわけですが、笠町も自治会ではないのです。ただ笠町に水利組合と、農家組合が関係していたので、この関係でここも一緒にやってほしいということがあっただけで、仮に笠町自治会ということになると話題に上がっていたと思う。

助役 今お尋ねの補償の工事額ですが、平成8年から平成12年度まで、平成12年度は見込みであります、それまでの累計では神南が約5億8,000万円、稲葉が約3億5,500万円、稲葉につきましては10年、11年、12年で補償が終わっております。

吉川委員 理解をしていただくためにお願いしたいのですが、ここにも謳っていますように、神南自治会については180戸ほどしかない。昭和町

は210戸、210戸の自治会で公民館がないところは少ないと思う。地域の何をするにも民家を借りてやっておられます。皆さんも感じておられますように公民館建設は是非必要だと思うのです。

私も鳩水園に面している自治会をなぜ放っておくんだということその時気がついたら良かったのですが、今になって残念に思っているわけです。そういうことも含めまして、他の委員皆さん、理事者の皆さんのご理解を是非ともお願い申し上げます。

喜多委員　　今補償額をお聞きいたしました。私が一番はじめにお聞きしましたときに、こういう斑鳩町の施設を建てた中で補償をされていない地域といますか、うっかりといますか漏れたところはないですかという質問に、お答えはなかったと聞いているのです。なかったということであればこれが1件取り残されたところであろうと思うのですが、まずこういったことは前例をつくるのは良くないと思う。だけど相当額の金額で地域に補償されているわけです。同等に一体化した自治会でありながら、補償の対象にしてこなかったという行政側の漏れ落ちがあったわけですね。ですが今後このようなことがないように、こういう施設をつくる時には周辺の自治会というものに対してしっかりと話は詰めておいていただきたいと思う。その意味も含めまして昭和町の鳩水園に対する補償としての集会所というものは出きる限り行政の力でご意向に沿うような形にしてもらえたらなと思っております。

助 役　　喜多委員の反発になるのですが、取り残されておるということは私の方は思っておりません。当然当初の支援対策の中でその相手としての地域には入らなかったということです。先ほど言っていますようにその地域から声が挙がらなかった、そういう中で大字神南総代、並びに神南農家組合、神南水利組合と支援対策に関する覚え書きを締結したということですので、取り残されたということではないと思っております。

喜多委員　やはりそういう施設をつくるときは、言ってこなかったからとか、言ってこられた所だけという考え方は止めてほしいと、民間が施設をつくるときはずっと周辺の人家に1軒1軒承諾を求めるような努力をするわけです。そこには決してここまでしかないという問題でなく、影響を及ぼすであろうという想定された地域に対して、地域の家に対しては、民間の企業は一生懸命誠意を持ってこられるわけです。ですからそういう意味を言っておきまして、今後このような実態が起らないように、今まで昭和町の皆さんが、集会所を自分たちの力で建てようか建てまいかという話があったのかなかったのか私が知る所ではありませんが、今こうやって集会所の意義というものは認識しているつもりですが、24年後になってからこういう声が出てくるようではいかんと思ったので申し添えておきます。

町長　ただ一番懸念されるのは24年間過ぎていたと、やっぱり反省することについては反省しなくてははいけません。この問題は、私は水道管の布設については、神南、昭和団地についてはあれだけの土を運んでも何もしていないやないかと、住民の方にはいろんな考えを持っておられる方もいる。だから私が皆さんに申し上げるのは、そういういいことだけ言っておいて、チラシを撒いて見られた方はまさにそう思われます。そのことが一番問題だと私は言っているのです。だからみんながそういうことを思っていたら、これからバイパスの500mの範囲の中で皆さん方と膝をつき合わせて協力を求めるのですから、そういうことを確認していこうということを私は申し上げて、そして今この問題については議会も町も一致しておかないと、請願書が出たから町に任すというのではなく、議会もこの件については昭和町として公民館をつくってほしいと、これだけひとつお願いしたいと、いふことの確認さえ出来たら、町としても努力していこうという気持ちで、積極的にやらせていただきたいと思います。

村中委員　全員一致という形のものが本当に好ましいべきなのでしょうが、い

ろいものものの考え方の違いがあると思う。その中でごみ焼却場の建設に伴って、高安西団地、睦この辺についても、現在上がってきている課題のような形の中で返答され、取り組んで来られた経緯があるのではないかと思うのです。東里の施設につきましても同じような形が考えられると思う。そういう中で、16人の者を16人共という形はなかなかしんどいと思いますが、その辺は十分に検討していただいて、地元住民の方々の要望に沿っていただきたいと思います。

里川委員 私も心配しておりました点を町長も触れていただきましたので、私も議会へ上がってから総務委員会に所属しておったときから、集会所に関していろいろ町内での問題などもあって、今現在も議会で取り上げられているような状況の中で、集会所というと私も非常に敏感に反応いたしまして、ですから昭和町からお出しになられたこの請願の願意については私ども理解をしておりますし、やはり住民の皆さんの要求に応じていけたらいいなと思っているのですが、そのためにも補償工事についてのきちっとした考え方をもって望んでいただいて、今の情報公開の時代ですし、今までに集会所についていろいろなことがありましたので、その辺について理事者側がきちんと整理付けていただけるのであれば、この点についてもできるだけ住民の皆さんの意思に沿って進めていただけたらなと思っています。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

この請願につきましては、当委員会としてとりまとめのために休憩を取りたいと思います。

暫時休憩します。（午前10時10分）

（ 休 憩 ）

委員長 再開いたします。（午前10時30分）

ただ今議題となっております請願につきまして、休憩中に委員皆さ

んよりご意見をいただき、それを取りまとめさせていただきました。

当委員会としては、地元の強い要望を酌ませていただきたいと思います。そして今後行政が地元自治会に対し、適正な指導をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、この請願書について当委員会での賛否を取りたいと思います。

請願第1号についてお諮りいたします。本件について採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

委員長 全員賛成であります。よって、請願第1号については当委員会として満場一致で採択することに決しました。

次に、継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 (仮称)総合福祉会館整備計画については、前回の委員会で報告させていただきました以後、引き続き交渉にあたっておりますが、進展の内容については前回と同じようなこととございます。引き続き交渉にあたってまいりたいと考えております。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

続いて、その他審査事項といたしまして、議案第5号、平成12年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につい

てのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 (福祉課所管にかかる補正予算の説明)

環境対策課長 (環境対策課所管にかかる補正予算の説明)

住民課長 (住民課所管にかかる補正予算の説明)

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

村中委員 26ページの老人福祉費の中で、13,739千円の減額ということなのですが、減額だけがいいんではないと思う。平成11年度の決算額委託料についてお聞きしたいと思う。福祉の後退ということがないのかどうかということで、特に委託料の中での在宅介護支援センター委託料の11年度はいくらであったのか、あるいはどの位の人数が12年度に見ておられておられたのか。

それと27ページで、ふれあいセンターの中で、光熱水費5,290千円とかなり大きな金額で減額されていますが、これは水道で減っているのか、光熱費で減っているのか、なぜこれだけ当初予算から減ってきているのかももう少し詳しくお聞きしたい。

それと29ページですが、塵芥処理費の補償金なのですが、これについて課長の方から地元でうまく協議が出来ていなかったというふうに聞いたわけですが、それについてもどういう形で協議が出来なかったのか教えていただきたいと思う。

福祉課長 26ページの委託料の関係ですが、11年度の決算額との比較ということでございますが、介護保険にかかります高齢者の対策の分ということで比較はしにくいわけですが、その中で当年度254万5千円

の委託料の減額をお願いしている分ではありますが、これにつきましては第2慈母園の開設が4月ということで予定しておりましたが、県の許認可の手続き等がございまして7月に許可をされております。この関係で町につきましても、この開設時の7月に合わさせていただきましたので、日割り計算をさせていただいたということでございます。

福祉の後退ということでございますが、今日まであくなみ苑の方で外来の方をお願いしておりましたが、7月から第2慈母園に開設いただいて内容については変わっておりません。

それから、軽度生活援助事業の中で1,306千円の減額をさせていただいておりますが、これにつきましては、当初132名の方が利用されるということで見込んでおりましたが、自分で出来るという範囲がございまして、あくまで自立の方も対象にしておりましたので、その中で実際に利用されたのが3人程度しかなかったということで減額の補正をさせていただきました。

27ページの光熱水費でございますが、これは当初予算の中では利用実績等につきましても変わってくるものでございますが、減額させていただいておりますのが水道料金で290万円、ガス料金で約350万円の減額をお願いしているものです。これにつきましては当初の見込み人数等で若干変わってくると思いますが、12月までの実績を見て減額をお願いするというものであります。

環境対策
課長

29ページの塵芥処理費の補償金として2,148万4千円、この内訳といたしましては、幸前地域で約265万円、これについては測量に伴う地権者の一部のご承諾が得られなかったということで減額させていただいております。それと高安地区については、残りの1,884万円ほどで、これにつきましては行政界区域という中で、安堵町との水域の関係で調整がつかなかったということで、その辺につきまして工事等について減額させていただいております。

里川委員

26ページにあります介護保険システム開発業務委託料ということ

で、制度の改正に伴っての分であるということをお聞きしていたのですが、実は私、保険料関係の調査とかをしたりするのにうちの町も含めまして近隣7町の状況を調べたりする中で、今後システムの問題なのですが、保険料階層別とか、それから要支援とか要介護度別でシステムがきちっと統計的にいろんな分析をするために数字を引っ張れるようになってきているのかどうか。それがもしなっていないのであれば今後どのようなことが望まれるかお聞きしたい。

それと、福祉の後退ということをお聞きしておりましたが、26ページの中の老人福祉費の扶助費を見ておいてそれを感じていたのですが、老人福祉施設措置費がマイナスになっているわけですが、受給者の見込みが下回るということで説明があったのですが、介護保険がスタートして、逆に行政側としては受給者がこれくらいになるのかなという見込みを立てておられたのが、介護保険がスタートして、以外と利用の減が起こってきているのではないかというように、それと介護保険に移る、介護保険に移れないという人とかの見通しがどうだったのかと、その辺を担当課の方で分析されていたら教えていただきたい。

植村福祉
課長補佐

第1点目のシステムのことでございますが、確かに介護保険システムにつきましては県や国へ報告する数字をどのようにして出すかということをもとに開発をされているわけです。ですから法律上定められた数字、報告をする数値を出すということを基本においておりますので、確かに委員さんがおっしゃいますように要介護毎別の給付実績を出すとか、そのようなシステムは現在組まれていない状況であります。これにつきまして、そういうシステムを組むとなりますといわゆるオプションといいますか、町単独のシステムを経費をかけてつくっていくということになるかと思えます。本町の場合ですと、介護保険のシステムにつきましては、日本電子計算の方に開発をお願いしているわけですが、日本電子計算の大阪支社で言いますと約100ぐらいの自治体を持っておりまして、開発につきましては全て一括開発、その

開発にかかる費用を市町村で分担して出すという形で委託料などの金額を算定していただいているわけです。ですからその中で、我々も奈良県で日本電子計算の委託を受けてやっている市町村が数市町村ありまして、広域7町の方でも平群町、上牧町が該当しているわけでありまして、それら担当者とも協議して、こういう数値が電算で出ればいいなという意見交換はしておりまして、それらについては日本電産で行われますユーザー会議などの場で意見として言わせていただいているわけです。全体として必要であれば開発をしてはいただけるわけですが、現在町が単独でやる場合は経費が必要ということになっておりますので、この分については担当者の方で手で集計しているというのが実態でございます。

次に、扶助費の方で数字の見通しが良くなかったのではないかとというご指摘だろうと思います。現に扶助費の関係でいいますと、紙おむつ、あるいは介護手当の方ですが、これまで抽象的に常時寝たきりであるとかそのような表現で留めていた対象者を要介護認定が導入されました結果、要介護4、5という認定をもって対象者にするよう条例等を改正させていただいたわけです。その結果、確かに要介護3よりも軽度の方につきましては、対象外になるということで一時はこの数字が落ちたわけです。その意味では要介護4、5の方が11年度までこの介護手当が紙おむつの対象者として町が把握し切れていなかったというのは事実だと思います。それで対象者が急激に減りましたもので、在宅介護支援センターあるいはケアマネージャーに斑鳩町ではこういうサービスもやっていますよということで、要介護者の方あるいは家族に周知を図っていただきまして、現在では措置をやっていたときよりも同等か上回る程度の対象者に申請をいただいているところです。ですから今回減額をお願いした分は、それまでどうしても周知を図れなかった部分について対象者が少なかった分についての減額をお願いするものであります。

額になっておりますが、当時の見積の誤りもあろうかと思いますが、入場者数との関係についてはどうなのでしょう。

住民生活 当初予算計上させていただくときに、これの施設の運営にかかわり
部長 ますランニングコストというのをはじかせていただいております。それが当初思っておったよりも実績を積み重ねていく中でこの数字に落ちたということでご理解をいただきたいと思います。当初のランニングコストが想定していた使用量を高めに設定していたことになろうか
と思います。

吉川委員 入場者数が多かったらある程度変わってくると思う。それとは関係
ないのか。

住民生活 当初予算計上させていただくときに入場者の数について見込んでい
部長 た数字とほぼ変わらないような数字になっておりますが、入場者数の増減によってこういう光熱水費が変わるということではないと理解しております。

吉川委員 4, 300万円組んでいて、約8%ほど見積が変わってくるという
のはどこで積算されたのか。

住民生活 この施設の設計をお願いいたしました設計業者の方に1年間の電
部長 気、ガス、水道にかかわる施設のランニングコストを類似の施設も参考にしてもらう中で算出させていただいて、予算を計上させていただいたということでありまして、電気、水道、ガスにつきまして使用していく中で、実績を積み重ね今現在の数値で減額をお願いしているものです。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
議案第5号、平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につ

いてのうち、当委員会に属するものについて、当委員会として了承するということによろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することといたします。

それと、前回の委員会で吉川委員から特定家電指定引取場所の位置図を提出してほしいということでしたので、今お手元にあります資料の説明をお願いいたします。

環境対策
課長 (別紙資料により説明)

委員長 この件について何か質問ございますか。

吉川委員 Aグループは松下と東芝、Bグループは・・・

環境対策
課長 日立製作所、三菱電機、三洋電機、シャープ、ソニーの大手5社です。

里川委員 前に家電リサイクルの流れで表をいただいたときに、今課長がおっしゃったような形で、Aグループが松下、東芝とおっしゃっていたのですが、けれども電機メーカーはかなり小さいのも入れたらたくさんあると思う。A・B以外のメーカーもどちらかに入れるということを前回の委員会で報告を受けているのですが、その所属方についてはきちんとあらゆる日本に存在する電化製品、4つの特定家電については分類方がきちんとされて、これを委託すべきシルバー人材センターともこの辺について協議していただいているのかどうか気になっているのですか。

環境対策課長	<p>たくさん名前があるのですが、ほとんどAグループBグループに分けさせていただいておりますので、現在できるように聞いております。</p> <p>委託先というのは、まず買い換え、買い入れの時点でそういうものをしていただきますので、万が一そういうものが出来ない場合、町は最終引取ということで、それについては今後その委託先と話を煮詰めていく中で決めていきたいと思っております。</p>
里川委員	<p>4月1日から実施されますので、町として一定のマニュアルなどを作って、委託先と協議を済ませておくべきだと思います。</p> <p>2点気になっていることがあります。先日の委員会で説明があったのですが、引き取りできる4つの特定家電製品で完全なものでしたね。完全な形をしたものとして報告をしていたと思うのですが、完全な形をしたものでなければリサイクルできないということについては、委託先もそうですが、住民の方にも徹底しておいていただきたい。その点についてどのように考えておられるのか。</p> <p>もう1点は、郵便局からリサイクル料をRKCに振り込む形になるのですよね。先ほどからメーカーが違うとかいう問題があるのですが、一部メーカーによって値段が違うところもあるんですよね。それとお年寄りだけでお住まいになっていたら、ふっとした拍子に商品を間違えて振り込んだという事故が起こる可能性があると思うのです。その場合返金が出るのかどうか。その辺の所調査は進んでいるのでしょうか。</p>
川端環境対策課長補佐	<p>1点目の製品に対する完全な品物と一部破損している形の品物との引取状況ですが、一応リサイクル率というのが決まっております。それは完成品から何%引きなさいということになっておりますので、ドア1枚ないとか、ブラウン管が割れているとなると、その時点で指定された率ができないということで、事業所側は完成品しか受け取らないという形になっております。それでその詳細について、照会をしてお</p>

りますが、まだ照会に対しての回答は来ておりません。する場合は全国一斉にするということで、まだそういう回答が来ていないので詳しいことは言えませんが、今の状況ではドアがないとかそういうものは一般の廃棄物という対象になるということになります、その点あやふやなところがありますので、今後協会に詰めていきたいと思っております。

それと、リサイクル料金をもし間違えて振り込んだ場合、返金とかそういうことができるのかということですが、販売店でリサイクル料金を払う場合、間違った場合は販売店で返金を受けられます。ただし、これは条件的には正しく発見された券であるということと、未使用であるということ、7枚ぐらいの綴りになっておりますので、それを順番にはがして行ってそのルートを確認するというシステムになっておりますので、1枚か2枚でもはずれておれば使用されたと判断されますので、そうなったら返金ができないという形になっております。それでその券には名前を書きますのでそれが間違いなく本人であるということの確認だけをとるということになっております。恐らく郵便局においても返金が出来ますが、これについては発券センターにも問い合わせしていますが、まだはっきりした方法論が確立されていません。今現在では発券センターの方へ連絡してくださいということで、フリーダイヤルが表示されるということです。詳しいことについては情報が入り次第報告させていただきます。

それから委託業者の講習ですが、町にもこういう協会の方から店と同じ様なマニュアルが来ておりますので、これに基づいて講習会を開催する予定をしております。

里川委員

これについては担当者も大変苦労なさっていると思う。法律が先に出来て、後の段取りについて、こんなに身近になっても十分担当の方が危惧するような問題についても回答が得られないという状況については、非常に苦労していただいているんだろうと思うのですが、一応スタートは4月1日からとなっておりますので、委託先や住民の方に

よりわかりやすいようにいろいろな情報をどんどん出していただきたいということをお願いしておきます。

村中委員 最近奈良県警と運送会社との関係が言われていますが、その辺問題はないのかどうか。

町 長 警察内部の問題でありますし、その関係については別段問題はないと思います。

里川委員 これは提案したいと思うのですが、いよいよ4月1日から粗大ごみも有料になりまして、家電リサイクル法もスタートしまして、不法投棄についての心配を私もしています。担当課でもずっとパトロールをしていただいているということなのですが、まだ現実に悪質な投棄も出ているように先日からも起こっているわけです。できましたら、担当課だけががんばってパトロールするというのではなくて、職員の皆さんに横の連携を取りまして、職員皆さん通勤とか出かけられるとかいろんな中で、そういうものを見かけられたら素早く環境対策課に連絡を取れるような形にさせていただいて、対応を少しでも早く出来るように研究していただきたいと思う。長いこと置けば置くほど便乗されるケースもありますし、私が経験した中ではそこを環対の人でない方がそこを何回か通っておられるという現状もありますので、そういう形でできるだけ全町あげてそういうものに取り組むという姿勢をもってもらいたいと思うのですが、さらに強化するようなお考えはどうでしょうか。

助 役 この件につきましては、不法投棄に関し環境対策課の職員だけでなしにみんなで取り組んでいこうと、たとえば環境パトロール車にもう1人乗って関心を広めようということを行っているわけです。現実には環境対策課の職員にやってもらっていただいておりますが、そういうことで担当課にも指示をしています。また職員にも不法投棄されている

ところを見て見ない振りをするというののないように、環境対策課の方に通報するということをしてほしいと言っております。また町として総務の方で町長の命に従って、地域の状況を把握せよと、いろいろなことがあればそれを報告するというのでございます。今後不法投棄につきまして、全庁的な対応として一致団結しながら不法投棄の防止に努めたいと思います。

委員長 続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

吉川委員 4つほどお聞きしたいのですが、ごみステーションの設置ですけれど、有料化の財源を使ってやりたいということで前に答弁いただいているわけですが、その後どのような措置をされたのか。

それから奈良県ごみ処理広域化計画について、その後何か動きがあったのかどうか。

それから4月1日からのごみの不法投棄対策について町の方でどう考えているのか。これは建設課と重複なると思うのですが、環境パトロールとか道路パトロールをやっていると思うのですが、道路にしても工事中もう1か月以上もなるのに、町道に7台も8台も同じ所に停まってあって、あまりなので近くに駐車場もあるので、私お願いにもあがっているわけですが、いっこうに聞いてくれない。昨日も担当の方にも行ってもらって、これは違法やから警察にも訴えますよと行ってもらっているのに、今日朝通ると同じ様な状態です。今日も私お願いもしてまいりました。このようなことについてどうしておられるのか。環境パトロールについても、場所を指定しますと目安の宮さんの御幸橋よりに川へ降りていく道のところに単車が20日ぐらいあると思う。それから三室井堰の川の中にも単車が落ちています。これについて実際パトロールしてもらっているのに気がつかないのか。やっぱりパトロールするならするで気がついたところはお互いに指摘し合って、また協同で指導できるところは指導してもらえよう

をお願いしたいのですが、4月1日以後どういうお考えされているのかお聞かせ願いたい。

環境対策
課長

1点目のごみステーションの整備事業ということで、私どもは平成11年度から取り組みさせていただきまして、平成11年度は5カ所、12年度につきましては橋西1カ所、北庄2カ所、峨瀬1カ所の4カ所を整備させていただいたところがございます。これにつきましては車の入れないところを特に重点的に聞かせていただいております。今後につきましては、そういう地域につきましても自治会に赴きそういうお話をさせていただき、13年度におきましては5カ所ほど予算を計上させていただき、これの関連として空缶鳥の整備をさせていただく中、そういうところへ還元もさせていただきたいと考えているところです。

それと奈良県の広域化の問題でございますが、これにつきましては前々回の委員会でもご説明させていただきましたが、私どもといたしましては奈良県で6ブロックある中当町は3ブロックに入っております。これにつきましては郡山市の方へお願いさせていただき、年内に何とかできるようにお話もさせていただいたところではありますが、郡山市に先だってお電話させていただいたら、時間の都合もあって取れないですが出来るだけ早くやらせていただくということを聞かせていただきました。またそれに伴いまして、県の方へお話しさせていただいたら、今現在6ブロックありますが、ブロック毎寄っていただいた経緯はないとのことであります。しかしそれではいけないということを私どもお話しさせていただき、早速県の方から6ブロックの会長さんの方へこの3月末から4月に各ブロック長が赴きまして会議を開くように要請していることも聞いておりますので、私どももそれに基づき郡山市にそういうお話しをさせていただき、出来るだけ早く開いていただくように要請していただくよう考えております。

それとごみの不法投棄であります。4月1日から特に不法投棄される懸念がある中で、私どもについては役場全体の中でそういうこと

も職員が理解する中進めていきたいと考えております。

それと4点目の環境パトロールを実施させていただいている中、先ほどおっしゃってありましたように目安の宮さんの所、もう1点は三室井堰の所に單車があるということですが、私ども週に2, 3回パトロールさせていただき目に止まらなかったということでございます。それについては申し上げございません。十分気を付けたいと考えております。

それと昨日委員さんからもお電話をいただき、三室山の町道に車が7, 8台止まっているということで、早速出向いて現場の人にお会いさせていただき注意をいたしたところではありますが、まだ今日も止まっているということでございます。これについては西和署の方へ十分申し入れ、注意徹底をいたしたいと考えております。

吉川委員 奈良県のごみ処理広域化計画についても、奈良県はもっと考えないといかんと思う。そのことを強く声を挙げて言ってもらいたいと思う。県でももっと動いてもらえるように要望方お願いしておきます。

それから前に提案しております、ボランティアにですね、4月1日からでも指導員、監視員に腕章でも作って協力を呼びかけたらという話をしておりますが、一向にそのことについて出てこなかった。これについては考えておらないのかどうか。

住民生活 以前から委員さんからそういう考え方で取り組んではどうかというご意見を賜っております、一定のお答えをさせていただいております。今現在環境対策課の職員で対応させていただいておって、現状を見る中ではそういう形で可能ではないかということで、考えて進めさせていただくということをお答えさせていただいておりますけれども、今後不法投棄等の実情を見る中で委員さんもお指摘をいただいているような形で取り組むことも考えて、どういう形であるかということで検討させていただいております。今すぐに監視員さんに腕章を渡して、そういう形でボランティアの方々をお願いしていくというところ

ろまではしておりませんが、一応そういうことも念頭に入れさせてもらって不法投棄との対策を講じていきたいと考えております。

助 役 2点目のごみの広域化の問題ですが、昨年、県の環境対策課の課長補佐と面談いたしまして、そしてこれについてどういう形で進めていくかということ協議させていただきました。その時には吉川委員にも報告しておりますように、12月と3月に1回1回寄ってもらうという約束をしたわけですが、そのことがあってまだしていないということを確認しまして、さらに県の方に早くそういう方向で進めるように要望していきたいと思っております。

村中委員 特に自治会に入っておられないマンション、これについては建設当時に集積所を設けておられるわけですが、ところが町の方が指導されているような方法で集積されていない。これで自治会に入っていないからと言ってなかなか指導が難しいとおっしゃるのはよく解るのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

環境対策課長 私どもはまず管理人さんにそういう話はさせていただいております。またその中で度々あるとしたら、私どもは管理人さんにきちっと守ってもらえるよう話させていただかなければならないということですので、今おっしゃっておられる所につきましては、具体的に聞かさせていただいて十分指導するように努めていきたいと思っております。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

 なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議ないし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町長 (あいさつ)

委員長 これをもって閉会いたします。(午前11時45分)